

# 厚生文教委員会報告書

平成28年8月16日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 掛谷 繁

平成28年8月16日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	備 考
スポーツ振興についての調査研究 ① 委員派遣（総合運動公園陸上競技場、日生運動公園野球場） について	継続審査	なし
公共交通についての調査研究 ① 備前市愛♡乗りタクシーチケットについて ② 公共交通空白地有償運送について	継続審査	なし
幼保一体型施設についての調査研究 ① 吉永幼保一体型施設整備について	継続審査	なし

## <報告事項>

- 入札中止の件について（契約管財課）
- クリーンセンター備前における大規模改修進捗状況について（環境課）



《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
閉会中の継続調査事件	9
① スポーツ振興について	9
② 公共交通について	10
③ 幼保一体型施設について	18
閉会	34



## 厚生文教委員会記録

招集日時	平成28年8月16日（火）		議会運営委員会閉会后	
開議・閉議	午前10時38分	開会　～	午後3時48分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	掛谷　繁	副委員長	山本　成
	委員	橋本逸夫		川崎輝通
		立川　茂		西上徳一
		星野和也		
欠席委員		田口健作		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	鶴川晃匠		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市民生活部長	大西武志	文化スポーツ課長	大道健一
	環境課長	大森賢二	公共交通課長	坂本基道
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	高山豊彰	子育て支援課長 兼 こども育成課長	丸尾勇司
	総合政策部長	佐藤行弘	契約管財課長	濱山一泰
傍聴者	議員	石原和人	森本洋子	
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

## 午前10時38分 開会

○掛谷委員長 本日の出席は7名です。定足数に達していますので、ただいまより厚生文教委員会を開会します。

本日の流れですが、最初に報告事項をいただき、次に、スポーツ振興についての調査研究を委員派遣ということで久々井の運動公園の陸上競技場、次に、日生運動公園の野球場を見て、食事を挟み、こちらへ帰って公共交通、幼保一体型施設についての調査研究と、こういう形でさせていただきますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

### \*\*\*\*\* 報告事項 \*\*\*\*\*

最初に、報告事項をお願いします。

○濱山契約管財課長 入札の中止の件について御報告させていただきます。

7月25日に入札を執行するに当たり事務処理上の誤りが判明したために、7月26日の4件、28日の1件、29日の10件、8月4日の3件の計18件の入札案件について中止としました。このうち10件が厚生文教委員会の所管です。中止により工事の着手時期がおくれることとなり、大変御迷惑をおかけすることをおわび申し上げます。

現在、各課において5月、6月の単価を7月単価での再設計等の作業を完了したので、8月23日、26日及び30日に入札を実施する予定です。

○大森環境課長 クリーンセンター備前の大規模改修の進捗状況について御報告させていただきます。

資料としてお手元にA3判の概要版をお配りしています。

生活環境影響調査書については、岡山県との内容の事前調整を実施して、その後地元の八木山地区へ説明会を2回実施しました。御意見等をいただき、おおむね御理解がいただけたので、現在縦覧を実施しているところです。縦覧期間は8月12日から9月12日までの1カ月間です。その後、2週間の意見書の申し出期間を設けています。

基本的な改修の内容については、既存の設備の更新のみで、炉を大きくするとか施設の増設などはございませんが、対象廃棄物の種類や稼働時間、処理能力等の変更がございます。施設の改修内容としては、燃焼設備や排ガス処理設備、灰出し設備など主要設備を更新し、比較的傷んでいない設備や建屋及び煙突などはそのまま使用する予定にしています。

環境影響調査の内容としては、今回のクリーンセンター改修事業が周辺の環境に及ぼす影響について、大気、騒音、振動、悪臭の環境要素の4項目を調査、予測、評価したものになっています。測定の結果、それぞれの環境基準は基準以下となっており、基準との整合性は図れていると評価しています。また、環境保全措置を講じることにより、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境保全の低減ができていると考えています。

今後にも必要に応じ、新たな技術が開発されたり、新技術の採用等、環境基準の遵守に努めてまいります。

今後のスケジュールとして、現在環境影響評価調査書の公告、縦覧を実施しており、その後準備ができ次第、入札を行い、その後準備が整い次第、議会において請負契約締結の御承認をいただきたいと考えているので、よろしくをお願いします。

○掛谷委員長 報告事項について、できるだけ簡略に、今回は現場に行く関係があり、どうしても質疑があればということで、今の2件についてどなたかありますか。

○橋本委員 冒頭の契約管財課からの説明で、入札が中止になり新たに再入札を実施するという報告がございました。ごくごく簡単に報告があったが、一番我々が懸念するのは、小・中学校関係で、夏休み中にやるという入札がずれ込んだことにより完成がどうなるのか大変気になるところです。

このたびにそうなった原因はどういったことが上げられるのか、とことん責任を追及するということではないが、ある程度のことは執行部においても重々責任を感じていただいて、今後かかることのないような形で体制を整えていただきたいという観点からも、やはりどういったことが原因でこういうことになったということぐらいは我々にも教えていただけたらと思います。

○濱山契約管財課長 工期については、やはり約1カ月おくれるので、1カ月おくれると思います。申しわけありません。

原因については、通常は業務フローにのっとってやっているわけですが、この案件、5時以降に業者へメールを送るということが生じました。ダブルチェックができていなかったというのが唯一の原因だと思います。

○橋本委員 メールを送るのが、ほかの者がチェックしていなかった。だから、そうだったというのか、そのメールを送った分についてどういう不都合があったのか、その辺については別に言っていただいても構わないのではないかな。送ったメールがどうだったかということぐらいは、せめてこの委員会だったら教えてくれてもいいと思うが。

○濱山契約管財課長 入札の際に業者から提出いただく資料があるが、その送っている内容のものに間違いが判明しました。修正したものを送ったわけですが、その一部に不都合な資料がついていたということで入札を中止しています。

○橋本委員 了解です。

○掛谷委員長 橋本委員が対策なんかは、厳重注意かなにか、それだけですか。今後の対策、ダブルチェックだけでいいのかな。

○濱山契約管財課長 ダブルチェックは徹底したいと思います。

○川崎委員 18件のうち10件がうちの所管だということですが、その10件の内訳、各課でいえば何課に分かれるのか、この10件。まず、その点から。

○濱山契約管財課長 3課です。

○川崎委員 3課に分かれて各課全部が間違いをする原因というのは何かというのが今の説明では少しはっきりしない。何か基礎単価が変更になったことをどの課も知らなかったのか、そうい

う説明に聞こえた。その辺、暑さでぼけているのか、そういう言い方は失礼だけど、機敏に官僚組織というのは単価とかいろんな変更というのは即座に捉えて即座に対応しているんな業務をやるのが当たり前ではないかと普通思うが、一から全部間違っているのであれば個人の担当職員の間違いで済むが、3課全ての、3課ということは担当職員も最低3人おられるわけでしょう。上司を入れればもっとおられるわけでしょう。そうでありながら、なぜそういう間違いが生じるのか。また、その間違いを契約管財課へ行って、最後入札を執行する課もチェック機能が実際働いていないからそういうミスが起こるとしか理解できないが、担当課と契約管財課との連携の問題、その辺もう少し納得できる説明をいただきたい。

**○濱山契約管財課長** 各課が間違えたのではなく、うちが業者へ送るメールに誤りがありました。

**○川崎委員** よくわからないが、基本的な図面かなにか、そういうものは各課が担うわけでしょう。それを集約して、単価計算というのは全て契約管財課が計算の積み上げをやるわけですか。私らは普通担当課が最低限概算か何か知りませんが、そういうものを積み上げて、最後のチェックはそういう積み上げでいいのかどうかを契約管財課がチェックして業者に予定価格という名前かどうか知りませんが、事前提示か事後だったか忘れたが、業者に提示していくという流れではないか。全て数字に関することは契約管財課がやっていて起こるミスなのか。

**○濱山契約管財課長** 単価ではなく、契約管財課が業者に送っている添付資料の中に誤りがあったので入札を中止しています。単価を改正したのは5月、6月の単価で計算しているの、8月入札に適しているように7月の単価で再設計をお願いしたということです。

**○川崎委員** 最初の説明では、私は単価の誤差があったというふうに理解したわけだが、今の説明では附属資料に問題があったと。問題があるような資料を送ることが過去にもあったのか。それと、もし言って不都合がないのであれば、業者に送った不都合な資料とは一体何なのか、はっきりさせていただいても結構だと思うが、いかがですか。

**○濱山契約管財課長** 過去には恐らくなかったと思います。入札執行上不都合な資料だとこちらで判断したので、中止としました。

**○川崎委員** 中身は言えないのか。例えば、予定価格を一緒に出していたとか。今、どうなっているのか、予定価格というのは事後、事前か。

**○濱山契約管財課長** 事後報告。

**○川崎委員** もしかしたら、そういうものが事前に出ていたということか。

**○濱山契約管財課長** 予定価格ではなく、予算執行上上限となる金額です。

**○橋本委員** クリーンセンターの件でお尋ねします。

私、処理能力について今までも分別収集がどんどん進んでいったら、可燃ごみの量が減ってくるだろうと、それから好むと好まざるにかかわらず人口減ということもあって、可燃ごみが減るわけだから、私は処理能力をそんなに大きく保つ必要がないということを今までにも提言してき



ました。ただ、きょうのこの資料を見ると、現有が1日の処理量が34トン、それが次の更新する部分については39トンに5トンほど格上げになっています。私は、この必要があるのかと思うが、今現在の34トンで足り苦しい状況、もう既に日生のごみも吉永のごみも可燃ごみは全て八木山のクリーンセンターに運んでいると思います。今現在が足り苦しいということなのか、これからごみの量が、可燃ごみがふえると想定されているのかどうか、そこら辺についてお尋ねします。

**○大森環境課長** 委員御指摘のとおり、長期的な計画ではごみの量は減っていくというふうに試算しています。しかし、現況では老朽化しているのです、稼働時間については長くなっている状況になっています。処理能力として1日34トンですが、34トンは超えてはいませんが、39トンにした理由としては稼働時間を延ばして、それには災害廃棄物の処理についてもこの機会にふやすということで、その処理を考えると、やはり稼働時間15時間ぐらい必要であるというふうに考えています。

**○橋本委員** 常に緊急時、災害ごみのことを言われるわけです。これは、県の指導として、常にその能力よりもかなり余分目の処理能力のものをとということを県の指導はそうだけれども、実際それをつくる自治体とすれば、処理能力がふえればふえるほど初期投資がふえてくるし、それからランニングコストはさほど変わらないとは思いますが、余分なものを寝かせることにもなりますので、私はできるだけ県の指導がどうあれ、やはり適正な処理能力の焼却施設にしてほしいと。

それから、これからもどんどん分別収集を進めるといようなことから、以前聞いたことがあるが、岡山の西大寺にあるクリーンセンターはどでかい施設をつくり過ぎたがために、ごみの量が足りないという現象まで起きている。この八木山のクリーンセンターが将来ごみの量が足らなくて困るといようなことのないように私はしていただきたい。できるだけコンパクトなクリーンセンターにしてほしいと思うが、執行部の考え方は変わりませんか。

**○大森環境課長** 過大な施設の新設ではございませんので、既存設備の更新ということになるので、過大な設備を設けたという考えではございません。

やはり、災害が発生したときに焼く能力が、能力的には同じですが、稼働時間を延ばして対応していくということになります。もちろんごみが少なければ稼働時間を減らしていくと、減らしていくというか焼けるだけでいいというふうに考えているので、先ほども申したように、新たな増強というふうには考えていないので御理解をいただきたいと思います。

**○川崎委員** 私、何で時間を延ばすのかと思ったのは、一番に23分別、日生、吉永を中心に、はっきり言ってまだ完全にできてないのは備前地域だけではないかと。これをやれば、たしか3割から4割減ったと思う。最低3割だったかな。そういう中で、私は一貫して生ごみもやったら炉が冷えなくて、傷まなくてCO<sub>2</sub>の計算も、重量比では生ごみが一番重たい重量比を占めていると思うので、そういう将来のことを考えたら、ぜひ23を24にする方法で焼却炉はどうあるべきかということを考えると、時間当たりは明らかに古くなって性能が落ちているから、処理能

力も落ちている、それを長時間でカバーしようというのがこの数字からはっきり出てきているので、それは非常にごみの排出量とか入ってくる量に応じて柔軟に稼働時間をやれば対応できる、問題ないというふうに数字は、グラフは示しているが、図表は、私ははっきり言って、前から一貫してCO<sub>2</sub>問題、その他のダイオキシン、そういうことを考えると、せっかく8時間でやっていたものを15時間に延ばすのであれば、私は一貫して24時間炉を冷やさない、これを見ても、立ち上げ、立ち下げに3時間、合計6時間も時間を費やすぐらい無駄なことではない。その過程でダイオキシンが非常に出てくる可能性があるということは今まで指摘されてきていることです、全国のいろんな事故例を見ても。そうすると、やはりこの機にできるかどうかは別として、改造するとき少し私の知識では、24時間稼働の場合は壁を厚くしなければならないとか、同じではないかと私は思うが、何で時間が8時間から15時間に延びて、それが24時間になったら炉の壁厚くしなければならない、投入量を調整しながら炉全体の温度は調整できると私は思うので、やはり24時間稼働にしてダイオキシンをできるだけ出さないということと、できれば、そこまでいけば、2つの設備があれば、一方は半年ずつの稼働というふうにして、常に整備を万全にやっていけば、今までのような修理費は要らなくて済むという素人考えを持っている。やはりそういう一石二鳥、三鳥で、ダイオキシンを出さない、機械の稼働率をフルにしながら半年ごとの交代、それが半年か3カ月ごとかよく知りませんが、それは専門家のアドバイスを受けながらやっていけば、私は毎年のように何千万円単位で要る修理費というのは、もしかしたら少なく済むのではないかと、うちもヨータイのれんが会社が近いので、いろいろ耐火れんがを専門的にやっている人に聞くと、やはり立ち上げ、立ち下げのときに、気温の常温から1,000度近くまで上げて、それをまた下げるといふ、そこには耐火れんがの膨張収縮の繰り返しで炉全体を傷めると。だから、24時間で常に同じ状態で稼働していれば傷みようが全然違うということも聞いています。

もう一つ、24時間ということになれば、15時間でも同じですが、長時間労働で人件費の単価の問題ですね、特に24時間になれば深夜労働、15時間にしても早引きとか、早番と遅番、そういう8時間で2交代制ぐらいを組まないと実際は管理運営できないわけですから、その点の問題で一挙に2交代でいくなら3交代にして、より炉が傷まずダイオキシンが出ないのであれば、そういうことにすれば、私はより長期的に修理費が少なくて済むと、そこら辺はよくわからないので、専門家のアドバイスを受けて、私は24時間こそダイオキシンを最小限にとどめる最高の管理運営ではないかと思っているが、いかがでしょうか。

**○大森環境課長** 委員おっしゃるとおり、24時間稼働しますと、ダイオキシンが発生する温度帯をくぐらないので、環境的にはよろしいかと考えるが、この改修工事についても検討しているところで、実際にできていないのは、やはり深夜の時間帯になるが、騒音と振動の基準をクリアできないということで、騒音対策を設けないといけないということがあるのと、やはり先ほど委員おっしゃったとおり3交代でいきますと、人件費が大変かさんでくるとことになります。

それから、まずごみの量ですが、ごみの量が少ないということになります。24時間焼く量が確保できないと、今後また人口減少によりごみの量が減ってくると、24時間というのが今でも1炉にしてごみの量を減らして何とか24時間できる可能性はあるが、それも1週間のうちずっとではなく土日は焼かないということで、ごみの量を減らしながら24時間運転できるかというところになります。ごみの量を調整しながらということで、収集日とかの兼ね合いもあり、それも難しいということと、温度調整のほうもごみの量を減らすということになると燃料でカバーしたりしないといけないということもあるので、やはりごみの量が少ないということで温度調整がなかなか難しいのではないかと、稼働日数が難しいのではないかとというのがございます。

この3点、騒音規制法による深夜帯になるとそれをクリアするのに防音設備等を設けないといけないということと、3交代制による人件費の増、それからごみの量が少ないのではないかとということで、24時間については非常に難しいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

**○川崎委員** 騒音問題は、昼間なら我慢するが人家が近いので、深夜寝入っているときには相当ボイラーの稼働した機械音と送風音というか排気音というか、そういうものが人家に聞こえるという前提に立っているのか。そこまで私は近いとは思っていないが、実際住民から苦情が出るような騒音が出ているのか。

**○大森環境課長** 騒音については、施設の環境騒音の基準は敷地境界となっています。この八木山地区については、環境基準ということで民家ではかり、そちらのほうはクリアしています。実際に問題なのは、敷地境界による施設の騒音というふうに考えています。

**○川崎委員** 敷地内ということになれば、従事している職員の騒音による精神障害が出るのか、病気が出るのかよく知りませんが、そういう環境基準というふうにしか理解できないが、もう一点私思うのは、決していいことかどうかわかりませんが、今ごみ収集については民間委託しているではないですか、現実には。24時間となれば、深夜については私らは実際耐火レンガはもう釜が動き出したら24時間やっていて、深夜労働やっている人が朝方帰っているのをいつも目の前で見ていたわけですか。OBとか、そういう経験ある人をそれなりの単価で採用してやっていただいたら、私はやはり商品をつくる深夜労働よりもごみを適当に入れてかどうかよくわかりませんが、コンピューターで温度の調整とかそういうのを見て管理する業務だけでいけると、深夜は。

もう一点、ごみの量が24時間にすれば足りないという発想というのはどこから出てくるのか私には疑問です。一つの釜は時間で最大、ここで1時間当たり2万3,000立方メートルと読んだらいいのかよくわかりませんが、幅はあると思う。50%以下では環境基準がクリアできないと、焼却能力が、温度が調整できないとか幅があると思う。その幅をどれぐらいに考えているのか。私は最低二、三割り、フル稼働がここなら、100%なら7割か6割ぐらいまでごみの投入量を落としても十分に環境基準はクリアできるのではないかと。逆にごみが少ないほど酸素が行くから、より完全燃焼に近づいていいというふうな素人考えもあるから、24時間でちょびち

よび入れてじっくり焼いてダイオキシンを出さないというのが理想ではないかと。その点についてはほとんど説明がないので、もうちょっと詳しくお願いします。

○大森環境課長 委員おっしゃるとおり、焼き方ということで、ちょびちょび焼けば24時間、今のごみの量で焼けるというふうには考えていますが、今現在で9割ほどセーブして、1週間で土日を含んで焼けるのではないかとというふうには考えています。

今後、ごみの量がどんどん減ってくる計画になっているので、今後そういうふうには焼いていけるのかなと考えています。

○川崎委員 これ最大の100%のときの焼却トン数かなんか出ているでしょう、立方メートルが。どこまで落としても環境基準がクリアできるのかと、今の炉で。常にフルで100%でやっていないといけないというふうに私認識していない。8割でも7割でもいいと。5割以下でもいいのであれば、どんどんそういう調整してやれば、時間を延ばして24時間に変更できるし、土日だって民間委託等してやれば、ほとんどダイオキシンの出ない形で、特に主灰ではなく飛灰がすごく高いでしょう、単価が。そういうものも全部クリアしていけるようになると、そういう長期的な意味での最終ごみについての処理費についても考える必要があるという問題提起です、いかがですか。

○掛谷委員長 ちょっと委員長から。今、24時間稼働についての質問をしているが、ここで全部答えられないし、結論が出せるわけでもないが、言っていただいて、それで報告事項をこれで終わり……。

〔「100%で、どこまで下げても環境基準をクリアできるのかと、それが一言いただきたい」と川崎委員発言する〕

それが答えられますか。きちっと答えられなかったら、調査事項でまたやりますが。

○大森環境課長 環境基準というのは、騒音の環境基準ということで……。

〔「いやいや、大気中のいろんなダイオキシンの何やかんやという基準があるでしょう。全部クリアしているという……」と川崎委員発言する〕

今の時点でクリアしていますので……。

〔「だから、それをどこまで落としてもクリアできるのかと。そういうことを試算したことがないでしょうか」と川崎委員発言する〕

○掛谷委員長 わかりますか、言っていることが。

○川崎委員 今は時間で調整しようとしているでしょう、処理能力を。時間は8時間でも15時間でもいいです。その中で、量を減らしても環境基準をクリアできるパーセントは、100%がどこまで落とせるのかという質問をしているわけですが、投入量を。2割落とせるのか4割落とせるのか5割落とせるのかという質問です。やったことないですか。

○大森環境課長 そういう試算はちょっとできていません。

○川崎委員 ぜひ専門家で、勉強してください。

○橋本委員 私、ちょっとこの書類をよく読んでいなかったもので、この単位時間当たりの処理能力は3割ほどダウンさせて、長時間稼働させることにより1日の処理能力をアップさせるという今回のことで、私勘違いしていたので、前言を訂正させていただきます。

そこで、1点だけ確認ですが、先ほどの災害ごみ等緊急事態で発生した大量のごみが出た場合には、この新しい炉は24時間稼働も可能なかどうか。つまり、そのときに稼働の人員を確保すれば、この炉は24時間稼働させて、例えば1週間なり1カ月なりはフルの運転が可能なかどうか、そこら辺だけ確認します。

○大森環境課長 基本的に県にこの届け出を出すということで、処理能力としては39トン15時間と考えられますので、これ以上を超えて稼働してはいけないと考えています。実際に、この稼働時間をまた変更するということになる、新たに施設の設計、それから環境影響調査、そういったものをクリアして届け出を出してできるというふうには考えています。

○立川委員 稼働時間15時間で7時から22時までという事業だということですが、その搬入時間がどうなるのかだけ教えてください。

○大森環境課長 搬入時間は特に変更はなしということで通常どおりの運行になります。これ炉の焼却の時間を延ばしていると考えています。

○立川委員 そしたら、極端な話、立ち下げの時間もあるでしょうが、22時近くまで搬入車は入れるという解釈ですか。現在の運行でとめるのか。現在は、例えば16時半ぐらいで切っているでしょう。それを適用するのか、これですと22時までできるのかというところの質問です。

○大森環境課長 搬入時間については、変更は考えていません。今までどおりと考えています。

○立川委員 現行どおり。

○大森環境課長 現行どおりです。

○掛谷委員長 質問等まだまだありそうですが、きょうは報告事項ということで、また皆さん方からこれについて調査項目として研究することがあれば、私のほうに言っていただき、もっと突っ込んでやりたいと思っています。

報告事項については以上で終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

\*\*\*\*\* スポーツ振興についての調査研究 \*\*\*\*\*

スポーツ振興についての調査研究を議題とします。

この際、お諮りします。

本件については委員会を休憩し、総合運動公園陸上競技場及び日生運動公園野球場を調査するため、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのようにします。

なお、委員派遣については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

**午前 11時14分 休憩**

(休憩中に総合運動公園陸上競技場及び日生運動公園野球場を現地視察)

**午後 1時48分 再開**

○掛谷委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 公共交通についての調査研究 \*\*\*\*\*

公共交通についての調査研究で、まずタクシーチケットについての報告をお願いします。

○坂本公共交通課長 タクシーチケットの関係で交付範囲の拡大を考えていますので、そのあたりの報告をさせていただきます。

さきの委員会で、委員各位から障害者に交付するなど内容を充実してはどうかという御提案がございました。私どもとしては、来年度当初予算に向けて検討したいと申し上げていましたが、早速前向きに検討しました。関係者と協議を行い、10月1日から交付要綱を改正して実施していきたいと現在調整をしています。

内容につきましては、重度心身障害者に対しまして、年齢及び距離要件を外して交付するというものです。対象者としては、身体障害者手帳の1級及び2級の方、それから養育手帳A、それから精神保健法に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けた人を対象にしたいと考えています。

それぞれ対象人数ですが、身体障害者手帳1、2級の方は803人、療育手帳Aの方が58人、精神保健福祉手帳の方が23人、合計で884人が対象者になります。そのうち、70歳以上で200メートル圏外の既に要件に当てはまった方がいます。既に交付した世帯が78世帯です。残りの806名の方を対象に交付したいと考えています。

続いて、交通空白地有償運送について報告します。

まず、この交通空白地有償運送とは何ぞやということになると思いますが、これは国が移動手段を確保するために道路交通法で事業用の青ナンバーと白ナンバー、この2種類で旅客運送を区分しています。さらに白ナンバーには、本市の市バスのように市町村有償運送というものとNPO法人や地区等が運送するものの2種類あり、NPO、地域が運行主体となる公共交通空白地有償運送、それと福祉有償運送、この2種類が定められています。今回は、公共交通空白地有償運送を導入したいということで今回報告をさせていただきます。

いずれも原則として、会員登録された会員を輸送する仕組みになっています。

経緯ですが、一昨年あたりから吉永町笹目地区が地区で自主的に運送したいと、それに伴い市としても支援してほしいと要望が出ていました。このたびいろんな条件が当てはまりましたの

で、支援をしていきたいと考えています。

この背景には、国の規制緩和を初めとして、今年度4月から自家用有償運送の關係の事務権限が国から県に移譲されたことに加え、県が総合戰略の關係で、地域公共交通の維持、確保と、これを重点に掲げられており、共助による交通手段導入の取り組みということがやりやすくなっているということです。要は、県から補助金がいただけるということです。

今回の提案については、笹目地区がまず軽車両を購入して、みずからそれを所有して、10月1日以降、車両が整備でき次第、ドア・ツー・ドアでデマンド運行というような形で有償運送を開始したいということです。市としては、これから地区が購入する車両に対して、県から2分の1補助金が出るので、その半分以上を補助金として支援するとともに、登録手続など支援をしていく予定にしています。

それで、お手元に資料を配付していますが、これが大ざっぱな運行計画といえますか、和氣町を中心として活動するという内容です。御承知のように、笹目地区は交通不便な地域でして、路線バスは通っているが、週に3回、1日5便という内容で、十分な輸送サービスが確保できていない中で、笹目地区の生活圏というのは地理的にも和氣町側のほうが近いということで、買い物や通院などのニーズも多いと伺っています。そういうことで路線バスも使用するが、使用しない曜日、運行していない曜日はみずからの地域の運転手で移動するということです。

**○掛谷委員長** それでは、タクシーチケット並びに公共交通空白地有償運送について、皆さんの質疑がありましたらお受けします。

**○橋本委員** 順番が前後するが、今の公共交通の空白地の有償運送について質問しますが、今の説明によると、既に路線バスがあるところだが、曜日によっては運行されていない、運行されていないときのみを限定としてやるということか、それとも運行している曜日も含めてやるということか。

**○坂本公共交通課長** 基本的には市バスの運行のない日ということにしていますが、そこらは柔軟に動かれると思います。

**○橋本委員** もう一点は、今の笹目地区から吉永の町なかへのルートはあるが、買い物とかそういったもろもろの中心が和氣町に移っているから、どちらかといえば笹目地区と和氣町とを結ぶ路線でやりたいということのようだが、それはそれでいいが、吉永の中心部にもやはり数は少ないとはいえ、商店とかあるが、そこら辺の了解とはちゃんと取りつけているのか。

**○坂本公共交通課長** 交通事業者、タクシー事業者には了解をいただいており、商店等までには了解はとっていません。

**○橋本委員** 商工会等々と吉永にも商工会が、備前東商工会の吉永支部があると思うので、そういうところと話をして、例えば買い物バスという格好にすれば、どちらかといえば和氣を物すごく、和氣の買い物を手助けするような格好になるので、その分吉永のそういったところは売上減にもつながるということで、何らかの影響があると思います。そういう点はどうかというこ

とと、これ市からの補助金が2分の1プラス経費ですね、県からの補助が2分の1ということですが、これを実施する運行主体はどこの人間ですか。さっき言われたNPO法人なのか、あるいはこの笹目地区なのか。

**○坂本公共交通課長** 回答が前後しますが、事業実施事業者は笹目地区、認可地縁団体で行うということです。そちらが運転手も用意して、車も用意して、みずから……。

〔「いや、車は補助金で買うんでしょう」と橋本委員発言する〕

補助金で買うが、所有者はあくまで地区になります、補助金なので。経費等は受益者負担という考え方で、利用者が払ってという計画になっています。

**○橋本委員** 今の商工会等とお話も含めて、この吉永地区は今のタクシーの運行事業者はいると思うが、そういうところとの話し合いも含めて、この事業をスムーズに船出させるためには、やはり周辺との協議が私は必要ではなかろうかと思います。

あわせて、この路線が、地区が運行する路線を有償運送について、これが開始されれば、今までのタクシーチケットの対象、つまりドア・ツー・ドアだから、この路線の200メートル以上離れているところ以外は全部停留所というふうに判断できるので、そういった今までタクシーチケットをいただいているところとの兼ね合いはどうされるのか。10月1日以降の運行ということになるが、通常ならば、それまでに使っていないのがあるなら返してくださいという格好になると思うが、いかがでしょうか。

**○坂本公共交通課長** タクシーチケットの重複のことを御指摘してくださっていると思うが、これについてはまだ地区とは協議はできていません。

**○橋本委員** そういったものを協議して、それで10月1日から運行を開始しますという格好にしないと、10月1日から開始するということありきで、あともろもろ外堀、内堀はこれから埋めるというように聞こえるわけです。私はやはり用意周到、計画を立てたなら、外堀、内堀を埋めていく方法が必要ではと思う。それについては、この吉永地区でタクシー運行をやっている業者にも相談をしながら、恐らくそのタクシー運行をやっている会社に路線バスもお願いしていますよね。当然そこら辺の乗客も、私はこの影響で減ってくると思う。そこら辺も、やはりただ一方的に行政がこうするぞということではなく、よく相談しながらやってくださいということをお願いしたい。どうでしょうか。

**○坂本公共交通課長** タクシー事業者とは密着な協議をして前へ進めてきたわけですが、実際に先ほど言われた商工団体とかそういったことは全然考えていませんでした。というのが、事務的に進めており、やはりこの有償運送の登録というのがございますので、それに影響する範囲内で協議を進めてきたというのが事実です。

**○橋本委員** 今のこの地区が事業実施をされるわけだが、デマンド方式でやるとして、利用料金は、例えば笹目地区から和気を中心部へ行くのに、大体片道でどれぐらいの料金になることを想定されているのか、報告を受けているか。



○坂本公共交通課長 事前にこの運行計画を出されており、1キロ当たり50円で、和気の中心部ですと往復30キロぐらいを想定されています。

〔「距離が幾らかと言っているのではなく、金額は」と橋本委員  
発言する〕

1キロ50円です。

〔「1キロ50円で、15キロ掛けて、750円ですか」と橋本  
委員発言する〕

往復1,500円の予定です。

○橋本委員 今回のタクシーチケットとの絡みですが、今現在タクシーチケットの支給要綱の中には、バス停とか船着き場、あるいは駅、公共交通機関の停留所から200メートル以上離れているところという限定がありますね。公共交通空白地有償運送事業のこの路線は、その対象になるのかならないのか。執行部では検討されていないのか。

○坂本公共交通課長 あくまでこのタクシーチケットというのは、現状のバス停を対象にしているので、笹目地区のこの地区の方でもバス停から200メートル離れていれば当然交付していませんので、バス停に近い200メートルの方は何名か交付をしているので、その方たちに返していただくかどうかというのはこれからの協議になると思います。

○橋本委員 私が言っているのは、笹目地区ということだけではなく、笹目地区から和気へ至る間のルート上の、道路上の200メートル以内のところはドア・ツー・ドアだからバス停はどこでもフリーという格好でしょう、ドア・ツー・ドアだから。だから、その道路から200メートル以上離れたところは別として、それ以内は全て今までは対象だったが、今度は対象でなくなるのかどうか、タクシーチケットの関係をどうするのか、そこら辺は執行部でお考えはないのかということです。

タクシーチケットももらえるし運行も利用できるのかと。

○坂本公共交通課長 そのあたりを検討したいと思います。基本和気町を通るイメージなので、その路線上の対象者はいないと考えてくださったらいいと思います。

○橋本委員 これについては、路線が黄色い線が2本あるが、つまりこれは笹目地区から吉永の中心部、そこへもこの有償運送が出るわけでしょう。この資料、2つ路線があるでしょう。吉永のほうは道路上にずっとこれが走るわけでしょう。そしたら、その道路から200メートル以内のところは普通ならばタクシーチケットの配付対象外と思えるが、そうではないのか。

デマンドでしょう。だけど、一応デマンドというのは基本的には路線がありますよ、ここからこう通ってこう通ってというような。

○坂本公共交通課長 どこを通ってもいい内容のデマンドです。定期路線ではない、区域だけを決めていてどこへ行ってもいいというような内容です。ですから、最初御質問だったのは、例えば牛中の停留所から200メートル以内におられる方にも交付する、飯掛でも同じような扱いを

するのかというような御質問かと思ひ、そのあたりはまだ協議していないとお答えしたとおりです。

**○川崎委員** こういう新しい方法でやって、キロ50円といえば、普通今タクシーが100円とか140円ですか、1キロ半分か3分の1、非常に住民にとっては便利になると思うが、一方でこういうことができるとなれば、うちでいえば頭島もそれでいけるのかなど。今路線がないし、町内でちゃんとやれば。先ほどの2分の1ずつ県と備前市がというのは、車代の補助金ということですか。油代は出なくて、それは町内がやるので賃金もほとんど低価格でキロ50円ぐらいだったら認可しましょうという意味にとれるが、頭島でもそういうことが対象になるのか。それとも、何で笹目地区だけなのかと。自主的に笹目地区の住民がやったからできたのであれば、ほかの町内も呼びかけてやろうとすれば、別にタクシーとか定期路線を走らさなくても、ある意味ではこのほうが便利がいいという考え方も出てくるが、この波及効果なり、もし実施してこういうことが波及するとしたら、その方向が望ましいと考えているのか、そしてまたそういう対象地域を広げる余地があるのかなのか聞かせていただきたい。

**○掛谷委員長** 条件というんが多分あるので、そこも含めて答弁をお願いします。

**○坂本公共交通課長** 大前提がございまして、路線バス等の交通手段が十分でないところというのがまず交通空白という意味です。それから、民間の公共交通との影響が少ないところでないためです。したがって、この和気町あたりにもタクシー事業者がおられました。2社ほどありましたが、そこも了解をいただいたような次第です。結局、迎車するのにも距離があり過ぎて行けないと。目的地よりも迎車のほうが長くなるような地域、そういうところが対象になろうかと思ひます。

**○川崎委員** 頭島だったら、大生汽船に了解とったらできるということ。

**○坂本公共交通課長** 定期航路があるので、十分な交通機関があると。

**○川崎委員** 一例だけで、例えば寺山も対象かなと思ったり、五、六軒しかないけど。ただ、若い子がいなければ、運転手がいなければこういう方式はとれないのかもわからないけど。もし、うまくいけば、そういう限界集落、そういうところに当てはめていけるというふうに理解してよろしいか。

**○坂本公共交通課長** 川崎委員がおっしゃるように、条件を整えば、それは十分こちらで路線バスを補完していただくような形をとるのが一番いいかと思ひますが、何せ運転手が必要なので、それぞれ運転手も要件がございまして、国の認定講習を受けなければならないとか保険加入であるとか、結構運営が難しいという思ひはしますが、とりあえず今のところはハード部分を整備する支援をして、あとは自主運営ですので、赤字になれば地域の持ち出しが出てくるのではないかという思ひでいますので、限界集落といつてもなかなか簡単にはできないという思ひです。

**○立川委員** 公共交通の空白地有償ということで吉永地区の笹目とお話ができているということですが、基本的に今はっきりおっしゃったように、県が2分の1、市が2分の1の補助で物は買

いますよと。運用についてはNPOですか、今回の場合は地縁団体でやるということですが、その指導は、今のお話だと全くないということですか。といいますのが、やはり予算だとか人の関係とかあると思うが、さっきおっしゃったように運転手にもあるでしょう、規制が。そういったことで、それができなくなったときの指導とか、例えばこれ予測ですが、二、三人が登録されると思うが、二、三人が全くだめな場合、緊急でおまえ行ってくれるかと、いいよとすつと行くような場合、といったときのチェックというか監視というか、それからさっき言ったように赤字が出たらその地域の責任ですと、果たして本当にそれが了解できるのかということところが非常に気になるのですが、そういうことに対しての市の指導というのは入るのか。もしくは当初の計画書、予算計画等も市のほうは見て指導をされるのか。どの程度かかわるのか教えていただきたい。

**○坂本公共交通課長** 登録事務に関しての指導を初めとして、いろんな保険の内容であるとか、対人、対物無制限にしないとか、そういったもともとの決まり事はございます。認定講習についても4名のドライバーと聞いていますし、県の補助金をいただく段階でそれらの整備は必ずしてもらわないといけないということもございます。それから、私どもの補助要綱もございまして、その条件には、補助金は出すが5年は続けてほしいという内容をこの要綱に盛り込む予定ですので、いろんな相談、協議等は乗りますというような体制でいます。

**○立川委員** 一点確認ですが5年以上やってくれということですね、5年はやってくれと。

**○坂本公共交通課長** はい。

**○立川委員** それで、その年齢はくっと上がりますよね。例えば1年でやってみて、赤字は続かし人も続かなくなったと、やめたいと、2年で、というケースもありますよね。そういう場合は、例えば補助を入れたりとかする予定があるのか。それとも新車を買われて2年で、補助金で新車を買ったわ、地縁団体名義になったわ、やめたというような可能性もあるとは思いますが、その辺のお考えは全くないか。それとも何か別の業者を入れるつもりとか、その辺の見通しを、わかりましたら。

**○坂本公共交通課長** やはり5年でくくっていますので、それが履行できなければ返していただくというふうになります、補助金を。その後始末まではちょっと考えていないです。

**○川崎委員** たしかそういう自動車の名義とか不動産も含めて、ちゃんとした法人格でないと登記できないと思う。町内会の名義ではできないと思うが、個人名義でいくのか。

**○坂本公共交通課長** 認可地縁団体ですので、登記はあるので、そちらで登録しようと考えています。

**○山本副委員長** こういう感じなのも新聞報道でもちらちら見ましたが、実際こういうのをされている自治体はあるのかというのがまず一つと、それと同時にされている自治体があれば、それを参考にされたのか、お聞かせください。

**○坂本公共交通課長** 岡山県が共助による交通手段導入ガイドライン、こういったものをつくっ

ており、その中で、笠岡の北木島であるとか、岡山市、津山といった、先陣を切ってやっているところがございます。そこらを参考に私どもも行っていきます。

○掛谷委員長 ほかに。

○橋本委員 タクシーチケットのほうに移りたいと思います。

先ほど10月1日から障害者にもということで我々の委員会でのいろいろな要望を酌み取ってくださるような発言がございましたが、お聞きするところによると、障害者手帳1級から2級ということでかなり限定をされているなど。つまり、今のバス停なんかから200メートル以内であつても、歩行に物すごく難儀されている方、障害者手帳1級、2級というものは持っていないが、物すごく歩くのに困って、タクシー等を利用して病院なんかに通っている方、結構いるわけです。そういった方は今回も救ってはもらえないのかと。逆に私は範囲をどんどん広げるだけではなく、例えばその家庭に車があり、車の免許も持って、通常70歳以上でも車で移動されているようなところは対象から外すとか、そういうところがあつてもいいと。あわせて、高齢者にもっと免許を返納してもらう率を高める意味でも、そういった方は対象ではないですよという方向に持っていくべきと思うが、以上の2点、そういうお考えはありませんか。

○坂本公共交通課長 さきの委員会でも橋本委員から、民生委員等を使って把握したらどうかという御意見がございました。いずれにしても基準というのをうちが設けるのになかなか詳細なことが決められないのかなという思いがございます。今回の分については、もう明らかに手帳一つ見たらわかるということで、重度の心身障害者等を対象にしたわけです。いずれにしてもそういった物差し、基準がちゃんとできれば、そういったことも検討できるのかなという思いがあります。

○橋本委員 1点目ですが、例えば民生委員だけではなく、医師の診断書、そういったことで病院に通っているわけだから、医師がこの方は歩行の困難者であるというようなことは簡単に認定できると思う。そういう認定があれば、このタクシーチケットの配付対象に加えていただくということが私は必要だと。

あわせて、もうあなたのところはもらわなくてもええがという人もこしらえるべきと。車を家庭で所有していて、御主人や奥さんも、70歳以上で女性の方も結構運転しているから、そういった方々はもうこれからは対象外と。これが欲しいのであれば、もう車を手放して免許も返納してくださいということが私は行政としてとるべき道というふうに思う、どうでしょうか。

○掛谷委員長 課長、認定基準ね、認定する基準について、もう少し厳しくしたり緩やかにしたり、必要などころに必要な措置を講じたらどうかという内容です。前からちょっと言っていたが、検討の余地はあつたと思います。

○坂本公共交通課長 先ほどの医師の診断書の問題であるとか、対象外の考え方、外すという考え方、どちらにせよ少し研究をさせていただきたいと思います。

○川崎委員 たしか1、2級言われたが、元気な方が200メートル離れて、200メートル歩

く人よりも、その困難性よりも、3級、4級でも200メートル以内で少し足が悪くて、私も今ちょっとけがをして、歩くのがはっきり言っておっくうな感じがするわけよ。だから、なぜ1、2級かなど。3級、4級でも、やはり明らかに歩行が大変だと思われる方は少し柔軟に、それは本人からの申請で結構ですから、大変なので申請して認可してもらえるのか、誰がするのかよく知らないが、やはり何で1、2級だけなのか。1、2級といっても、いろいろな障害者手帳があるわけで、もしかしたら、しっかり歩ける1、2級の人もおられるのではないかと。その方はオーケーで、3級、4級でも難しい人もいるので、少しそこら辺はさきの基準を厳しくするというのを柔軟にするところをもう少しやってほしいということと、私よく頭島に行くが、坂道が多いと、シニアカーなんかを補助金の対象にして、200メートル以内であろうが坂道であろうがちょっと行けるような感じの人は幾らか補助をして、そういうタクシーチケットを使わない方もふやす方法というのも一つの方法論だということもふと思いました。

どちらにしろ、そういうものを使って、公共交通の停車場により多くの人が集まり、公共交通を使って自由に行き来してもらいたいという方向にはプラスに働くのではないかな。

というのが、島なんかはそんなに危なくないが、やはり本土側では、国道なんかをもしシニアカーで走っていると、やはり事故のもとです、はっきり言って。だから、できれば停車場まで行って、そこからは公共交通を使ってほしいという意味では、そういう購入補助なんかも広げる必要があると思いましたが、いかがでしょうか。

**○坂本公共交通課長** 当初の手帳の認定の関係ですが、自主申告ということだったですか。

〔「3、4級については」と川崎委員発言する〕

そこら辺の認定基準が、やはり自主申告では曖昧で……。

**○川崎委員** 3、4級で、明らかに歩行が1、2級と同じぐらいに大変だと、医師の証明か民生委員の証明かよくわかりませんが、何らかの、200メートルちょっと離れて元気にぴよんぴよんとすぐ停車場まで行ける人と、歩行が明らかによちよちと200メートルに1メートル足りないために自分で行かざるを得ない人との差が大きいのではないかと、そういうところ結構不満が出ていますよ、今。500メートルか1,000メートルを200メートルにさせていただいたのは結構だけど、何でこんなに差をつけるのかという不満が出ていますから、少し配慮が必要ではないかなど。

**○坂本公共交通課長** 先ほどから同じ答弁ばかりですが、やはり判定が難しいということと、第三者が見ても公正だというようなことを示さなければいけないという思いもあります。そういったこともございまして、今回は重度を対象にしたということですので、そのほかの件については研究していきたいと思えます。

**○星野委員** これたしか当初予算に向けての検討だったと思うが、10月1日から対象拡大というかなり急な話ですが、予算のめどはついているのか。

**○坂本公共交通課長** 次の補正予算でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○星野委員 予算は何を充てるのか。

○坂本公共交通課長 まだ財政課と協議ができていませんが、ふるさと納税でお願いしたいと考えています。

[委員長交代]

○山本副委員長 委員長かわります。

○掛谷委員長 そもそもこの最初のタクシーチケットというのは高齢者を対象にした方々が最初に出てきた感があって、もっと使い便利のいい、市民に喜ばれるようなそういう制度に持って行く中で、重度の方の配慮をという話が出てきたわけです。そういう流れになると、いろいろ条件の不利な人もおられます。もっとこういう人もかわいそうではないかとか、入れたらどうかとかあると思う。ですから、今の委員のいろんな意見を総合的にまた検討していただいて、よりまだできる範囲、認定がまだ可能な範囲、そういうのも検討していただいて、できるならば、備前市のそういう人、市民が喜ばれるようなタクシーチケットのお考えをもう一度整理していただいたらどうかと。最初は高齢者向けだというイメージがかなり強いので、しっかりとその辺のところをぶれないようにしていただきたいとは思いますが、どうでしょうか。

○坂本公共交通課長 委員長のおっしゃるとおりで、介護認定の方もいらっしゃいますし、いろんな方がいらっしゃいます。先ほど言われたように、調整可能な範囲の中で整理をしていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

[委員長交代]

○掛谷委員長 委員長かわります。

ほかには。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでしたら、休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時41分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き委員会を開会します。

\*\*\*\*\* 幼保一体型施設についての調査研究 \*\*\*\*\*

幼保一体型施設についての調査研究、吉永幼保一体型施設整備についてに入ります。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 吉永幼保一体施設整備工事については、前回7月19日の委員会におきまして、設計変更とそれに伴う補正予算の予定について御報告したところです。その際に、委員の皆様より御指摘もいただいたように、この報告については、本来もっと早い時期に行うべきでありました。報告がおくれましてまことに申しわけございませんでした。

本日は、前回の委員会でお話がありました資料を用意しましたので、この後、丸尾課長から説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

初めに、さきの委員会において立川委員から言われた宅地建物取引業法の32条、37条についてはありません。通常の売買契約のみでございます。

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、土地の売買契約書についてですが、資料の1枚目です。カルシウムによる瑕疵ということについてですが、売買契約書の第5条の分、1枚めくっていただいて第2項、第3項の件です。第2項については、隠れた瑕疵があった場合にはという項目があるが、この分については現状有姿で甲に引き渡すという条項の中で、カルシウムがあることがわかっていたという中で、これについては売り主に対する瑕疵はないというふうに弁護士からは聞いています。

次に、第3項について、この物件についての土壌汚染対策法に定めるもの、土壌調査等によってこういったものがあつた場合には瑕疵があるということですが、そういったものではないので、ここでも瑕疵はないというふうに言われています。

契約書の内容については以上です。

次に、用地整備に係る単価ということについて、資料2をごらんください。

単価については、近隣の地価公示価格、これが備前（県）－4ということで、吉永駅から約360メートルに位置し、東側を幅員7メートルの県道へ接する住宅地ということ参考を、この土地が平米当たり1万6,500円という中で、不動産鑑定により標準画地価格というものが設定をされています。それによる、県道沿いが1平米当たり1万9,000円、これが8筆で5,469.90平米でございます。そして市道沿いとしては、1平米当たり1万2,000円、これが7筆で2,566.8平米でございます。これを各補正項目があり、この補正項目が間口、奥行き、形状、規模、角地等地盤格差、水路介在、のり面、JRの隣接といったことを含めて補正をかけています。その補正により1万800円という数字を最終的に売買価格として出しています。

買収面積については、8,036.72平米、買収価格は平米1万800円で、8,679万6,576円でございます。今回の分については、カルシウムによる地盤格差という補正があり、この補正值が0.825という数字を使用しています。これを除くと、通常土地を購入した場合というふうに計算をしてみると、合計額で参考ですが9,871万8,000円という数字が入ってきます。現在の買収価格8,679万6,576円と比べると約1,200万円程度の差になってきます。この中で1万800円を売買価格として決定をしています。

次に、資料3ですが、分析証明書ということで、そのカルシウムについての分析を行っています。1ページ目、そして裏側に有害物質というものについての分析を行っています。この内容により産廃処理の受け入れの了解を得ています。

次に、資料4-1、これはカルシウムの取り扱いについては産業廃棄物だという規定をされているので、参考までに入れさせていただきます。なお、カルシウム処分先としては、岡山県倉敷市水島の処分場ということで、公益財団法人岡山県環境保全事業団へ処分を行っています。

処分量としては、前回報告した数字から少し数量が追加され、984立米1,690トン、約30立米ほど最終数量がふえています。運搬距離としては、水島までLが60キロメートル、運搬単価が立米4,000円、処分単価としては、トン9,000円、当然産廃全部含んでの9,000円です。

次に、資料5ですが、残土処分に係る経緯、経過ということでございます。4月9日に安全祈願祭を行い、4月15日に表層土を掘削した際に石灰質の残土が出てきました。その中で、残土については水を含むと粘質性があり、地盤改良でのエルマッド工法がこの状態では使用できないという中で、残土処分について県と協議の結果、産業廃棄物としての処分しかないという中で、岡山県環境事業団へ処分をすることになりました。4月20日にその処分について市長と協議を行い、入札残により残土処分の追加施工ということで設計の変更指示の伺いをお願いしました。この時期で委員会の報告ができていなかったのが大変申しわけありません。4月22日に決裁を受け、施工業者へ産廃の処分ということを指示しています。それから、環境事業団の職員が成分分析に訪れて、18日に受け入れの許可を得たということで、残土の搬出がここから始まっています。5月25日に500立米の残土が出たが、まだ残りがあるということでそのまま継続しています。6月8日に残土搬出の報告を受けています。その中で、最終的には19日に委員会への報告となっています。大変申しわけありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○掛谷委員長** ただいま一連の、前回いろんな疑義なり質問があったことを取りまとめた内容でございます。委員の皆様からどうぞ質問があったら。

**○橋本委員** 先ほどの課長の説明によると、この間、7月19日の厚生文教委員会に報告した土量954立米がさらにまた動いて、きょうは984立米、ちょうど30立米ほどふえた。これは、今の時系列を見ると、6月8日に残土搬出完了の報告を受けたと。数量の確定が6月20日と書いています。この6月20日に集計されたものが7月19日に報告があったと思うが、それからさらに30立米ふえたというのは、いかなる理由でしょうか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 大変申しわけありません。最終的な合計を確認した段階で数字が30立米計上されてなかったということでございます。大変申しわけありませんでした。

**○橋本委員** 私ら、そうやって謝られたら、それから先に厳しくは言えないが、じゃあ7月19日の委員会で報告された数量は何だったのかということになるので、こんなことは執行部と委員会との信頼関係に基づいてもっと厳しくチェックをしながら報告をしてほしい。でないと、冒頭からこんなことだったら、何を信じていいかわけわからんわけですよ。その点は1点指摘しておきます。

売買契約書の第5条第3項を注目して、乙はつまり売り主ですね、乙は売買物件について土壌汚染対策法に定める土壌調査及び調査結果に基づく措置を仮契約の締結前までに実施した上で甲



に引き渡すものとする」と明記されています。これらは何らかの書面でもってここにはこういうものがありますとかというようなことで、書面で報告がありましたでしょうか。これは、直訳すると仮契約を結ぶまでに売り主は、この土地が土壤汚染対策法に定めるもの等で土壤調査を実施して、それを買い主である備前市に報告をしなければなりませんということをここに明記しています。まず、それらのものがあつたかどうか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 土壤汚染、仮契約までにそういった措置をしたかどうかということでございます。それについては……。

〔「前任者ですから、これは」と橋本委員発言する〕

はっきりしたことはわかりませんが……。

**○橋本委員** あなたの前の前任者のときだから、あなたに怒ってもしようがないが、ここにちゃんと売買仮契約書に、そのようにきっちり明記しています。締結前までに実施した上で甲に引き渡すと。それは、土壤汚染対策法に定める土壤調査及び調査結果に基づく措置、それらをもしていないということであれば、これは売り主に売買契約に基づく重大な、履行しなければならないことを履行してないということを追及できるはずですよ。だから、そこら辺はこのままだやむやでこれがいったのか、あるいはちゃんとした文書でもってそういう報告書が出てきていたのか、そこら辺は大きく問題になるところです、これは。どうでしょうか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 私が聞いている話では、土壤汚染対策法に定める有害物質はないということで、これについては措置していないというふうに思います。

**○橋本委員** そういうものがないならないということで、そういうものは一切認められませんということを書面かなんかで提出しなければならないわけですよ。土壤汚染対策法に定めるもの、これが土壤汚染対策法に定められているかどうかは、それはよくわからないが、少なくとも産業廃棄物には定められているわけですよ。もろもろ土壤調査及び調査結果に基づく措置とあるわけだから、ここにはこういうものがありますということを調査した上で、買い主側に提示することは、私はこの条項を読む限りには、それは売り主が責任を持ってやらなければならないことと思えるわけです。それをやっているかやっていないかわからないというようなことを曖昧な答弁したらいけないと私は思うが。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 土壤対策汚染法で定める特定有害物質というふうなものには該当はしないというふうに。

**○橋本委員** 特定有害物質というような文言は、5条の3項にはそんなことは書いていませんので、土壤汚染対策法に定める土壤調査及び調査結果に基づく措置、そういったもろもろのことをなければならないということできっちりと調査をした上で報告しなければならないですよ。調査もせずにありますと、口頭でそんなものないからもういいでしょうというのは、それは第5条の3項の趣旨からいえばおかしいということを私は指摘している。調査をした上でありませんというのであればいいわけですよ。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 現時点で今子どもがそのものの調査の報告があったかどうかというのが把握できていませんので、まことに申しわけございませんが、確認をとらせていただきたいと思います。

○橋本委員 数量等々でちょっとお話をしますと、1ページ目のきょうの最初の方で、処分にかかる費用が、運搬費用が単価が立米当たり4,000円、984立米を掛けると393万6,000円、それから処分単価がトン当たり、これは立米当たりではなくトン当たり9,000円と。9,000円掛ける1,690トンで1,521万円。この分を足し算すると、1,914万6,000円で、当初あなた方が7月19日の委員会で約2,500万円追加が出るというこの費用とは似ても似つかないが、大分差があるが、この差額はどこに行くのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 これが直接工事費でして、経費がこれにかかってきます。その関係で、その経費率が入ってきますので2,500万円ぐらいになるということです。

○橋本委員 これプラス経費ということですね。

〔「はい」と丸尾子育て支援課長兼こども育成課長発言する〕

経費が相当高いわけですね、これ。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 経費とすれば、今の建設工事でいきますと20%から25%程度だろうというふうに思っています。

○橋本委員 それらは、受注業者が一般的な経費、これだけもらわなければ合わない言っただけでいられているのかどうか。というのが、今回の場合、かなり特殊な事案ということで、私は当然、備前市も泣かなければならないところはあるかもわからないが、受注した企業のほうも仕方がないということで、この経費あたりは直接的なものはさておいて、かなりの部分勉強してもらわなければならないことだというふうには思える。それを向こうが、いやいや一般的に、直接的な費用が1,900万円ほど、あと600万円ほどは経費でどうしても要と言われるのかどうか。私は、もう少し業者のほうも現状というものを勘案していただきたいと思うが、いかがでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 通常の工事に関しては、変更していく場合には、当然設計書には経費が入ってくるわけですが、これについて入札率も当然勘案もされてきます。ですから、落札率等の関係もありますが、経費なしというわけにはいかないというふうには思っています。

○橋本委員 7月19日の委員会の際のやりとりにちょっと話を戻すが、私はあのときに954立米という報告、1,639トンという報告に執行部はある程度のものは想定していたということを言われたので、どれぐらいの分を想定していたのかを聞いたら、3分の1ほどの量は想定していたという答弁をいただきました。じゃあ、このトータル、今回ちょっと動きましたが、984立米のうち約3分の1はもう想定済みということであるならば、当然それらは処分をする費用も想定済みではないかなと。残量だけを想定していて、それらはじゃあどうするつもりだった

のかということをまずお尋ねします。約300立米余りのカルシウム入りの残土が出るということは想定済みであったと。それをどうするつもりだったのか、執行部は。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 恥ずかしい話ですが、当初設計をする段階にこのカルシウム、これ産業廃棄物という認識がどうもなかったようです。その中で、通常の残土として扱えないかということで、そういった残土処理を計上していました。その中で、最終的な判断としてカルシウムは産業廃棄物という処理方法しかなかったということです。

**○橋本委員** 産廃処分をしなければならないかどうかは別として、約3分の1の量は事前に把握していたし想定をしていたと。じゃあ、その約300立米に余るカルシウムの残土を執行部はどのように処分をするつもりだったのか。例えば、どこかへ持っていくつもりだったとか、あるいはユンボで穴を掘って、その中に埋め込んでしまう予定だったとか、いろいろな処分方法があるわけですか。どういう処分をするつもりだったのか。それらに関しては、受注業者にこの残土が出てきますから、それはこのように処分してくださいというようなことを仕様書でうたわなければならないわけですよね、こういう仕様でやってくださいと。そうしないと、受注業者はそれを見積もりできないわけです。どういう処置をするつもりでいたのか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 当初の計画では、通常の残土同様に処分できるという判断をしていたわけですが、先ほど申したように、通常の残土では処分できないという状況の中で産業廃棄物という格好になりました。この辺が大変申しわけございません。

**○橋本委員** しつこく言いますが、通常の残土として処分するつもりだったというのは、それはどのようないかなる具体的な方法で処分するつもりだったのか、通常の残土処分というのは。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 普通に残土を捨てられるんですが……。

〔「どこへ」と橋本委員発言する〕

基本的には備前市では任意処分になっていますので、通常の8キロ内での残土を検討してくださいという格好で自由処分になるが、そういう状況での処分を考えていたわけですが、そういうことはできないということになり、急遽そういった話になりました。

**○橋本委員** 今、普通の残土処分はどう考えていたと言われているのか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 通常の残土処分については自由処分、業者の、という中で、今平均的に8キロメートル内を想定して、業者を探してほしいということで、大体自由処分という格好で設計は組みますので、それと同様に考えてはいました。

**○橋本委員** じゃあ、その300立米ほどのカルシウム入りの残土処分を通常処分をするとしても、幾らかの費用がかかるわけですが、その費用について業者は幾らぐらい見込んでいたのか。切り抜きでちゃんと金額が出てくるはずですが。一切見ていなかったのか。通常の残土処分でも処理費は出てくるでしょう。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 当然、その残土処理の運搬を含めて当然単価は出てきます。ちょっと今ここで単価までは把握していませんので、申しわけございません。

○橋本委員 後でそれは教えてください。少なくともその分がなくなったわけだから、その分は差し引いてもらわなければ歩が合わないわけですよね。細かいことを言うようですが、そういうもろもろのことをちゃんと精査した上でこの委員会に報告をしてほしい。

それから、一点一番大きなことは、今回時系列にずっと出てきていますが、一番には4月22日に、4月20日に入札残により残土処分の追加施工を行う設計変更指示を市長に対して伺ったと。それで、市長は、いいよ、それでやりなさいというふうに市長が答えたから、4月22日、わずか2日後に設計変更指示伺い決裁を受けて、施工業者にそのようにやってくださいということを示したと。この指示をしたのは、どなたが指示をされたのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 担当課のほうで指示をしています。

○橋本委員 担当課というのが、担当課長なのか部長なのか、それからその担当職員なのか、私はそれを聞いているわけです。課長が指示をされたのかどうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 最終的には私がという格好になろうかと思えます。

○橋本委員 課長は一応この段階ではまだ入札残がどれぐらいあったのか、その入札残も自分たちの都合で勝手に金額を充当するということはできるかできないかぐらい課長はわかっていたら、これについては設計変更もまだ正式にやっていないわけだから、この段階で、じゃあその辺入れてやってくださいということは普通なら軽々には言えない話ですよね。特に契約管財課に籍を置いていた課長であれば、そこら辺はよく知っていると私らは思っているわけです。だから、それを軽々に、簡単に議会に、あるいは委員会に何の報告もなしにそういう指示をぼんと簡単に出せるというたら、私は執行権というのはすごいものだと思うが、本当にそうなんですか、そこら辺は。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 この時期に私が委員長なりに相談ができれば一番よかったわけです。当然そうすべきだったが、ちょっとどうしても工事のほうが非常に工期的に厳しいと。そしてその中で工事をしていかないと前へ進まない、いろんな条件の中で、そこが正直頭から外れており、その報告が非常に遅くなり大変申しわけありませんでした。この段階では、今言われたように、執行残としては約4,600万円の金額がここではございました。

○橋本委員 ただ、その執行残、入札で思わぬ執行部の想定よりも安く落札されたということで、執行残がかなり出たということで、それは喜ばしいことですが、それを勝手に追加工事なりこういうものに流用できるものではないと我々は認識しているわけです。執行残があるなしにかかわらず、やらなければならないことはやるということで、私はそれはそれでいいし、それから時間的な余裕もなかったということで、万策やむを得ないという格好でやったのかもわかりませんが、電話一本でいいから、当時の委員長なり副委員長なりにその旨を伝えていただければ、委員長、副委員長から我々、私も当時委員でしたから、電話で、おい、こういうことらしいと、だから事後承諾という格好になるかもわからないが、みんな認めてやろうやというような話になるのが、7月19日までずっとそういう相談も報告もなかった、正式にはこれをさかのぼること1

週間ほど前にちょっと聞いたわけですが、そこら辺はどう考えても私はあなた方の今回の議会に対する、あるいは委員会に対する対応が物すごく手抜かっていると、我々議会をなめるなよということが言いたいわけです。こんなもん勝手にやれるのであれば、議会なんか要りゃあせんがと思うわけです。いかがでしょうか。

**○高山保健福祉部長兼福祉事務所長** 委員おっしゃいますように、設計変更の必要が出てきた時点で、もちろん議会の承認を得ねばなりませんので、その時点で少なくとも委員長なり委員会なりに御報告をする必要があったわけですが、私も含めそのところが全く今回漏れており、まことに申しわけございませんでした。

**○星野委員** 関連するところですが、このような設計変更、本来であればどの時点で議会には上げとかないといけなかったのか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** おっしゃるとおりでございます。設計変更は、当然すぐにはできませんので、当然時間もかかりますので、その設計変更を伴う場合には当然報告をさせていただきべきだったというふうに思っています。

**○星野委員** その責任というか義務というか、議会に報告しないといけなかった時期はいつなのか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 工事着工前だというふうに思います。

〔「指示を出す前だろう」と呼ぶ者あり〕

指示を出す前です。

〔「4月22日」と呼ぶ者あり〕

はい。

**○星野委員** このような入札残程度で対応できる設計変更というのは、多分これまでもたくさんあったと思うんですが、これまでもこのように事後報告でやってこられたのか。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 今回私のほうが議会に諮るべき案件は今回初めてでございます。通常の工事は、そんなに大きな工事はありませんので、変更は必要がある場合に、それに応じて変更設計書を上げていくという格好になろうかと思えます。今回の場合は、議会案件ということでございますので、今言いましたように報告をすべきだったというふうに思っています。

**○山本副委員長** 委員長かわります。

〔委員長交代〕

**○掛谷委員長** 売買仮契約のところ、5条の第3項、橋本委員が言われたその後の文面ですが、乙は売買物件について土壌汚染対策法に定める土壌調査及び調査結果に基づく措置を仮契約の締結前までに実施した上で甲に引き渡す、甲とは備前市、引き渡すものとする。ただし、仮契約の締結後に土壌汚染が発見された場合、その対応については甲が行うものとし、乙は一切の責任を負わないとあるわけですね。ということは、仮契約が3月31日ですよ。

〔「いや、10月です」と呼ぶ者あり〕

もっと前だけど、実際の契約書を見たら、契約書見てください。土地売買仮契約書となっておりますが。

〔「10月28日」と呼ぶ者あり〕

10月28日、間違いない。

〔「一昨年」と呼ぶ者あり〕

それはどっちにしても早いわけですよ。私が言っているのは、もっと早いわけですよ、そうなったら。その時点で次の段階何かあったら、乙は一切の責任を負わない。それなら、もう乙には言えないじゃないですか。

〔「いや、だから、その前にちゃんと調査をして……」と橋本委員発言する〕

調査をして出しているのわけでしょう。

〔「調査結果を出さなきゃ」と橋本委員発言する〕

出しているでしょう、それは。

〔「出しているか出していないかわからんよ」と橋本委員発言する〕

それはちゃんと一番大きな問題なので、橋本委員が言われていたけど……。

〔「見たことない言う」と橋本委員発言する〕

それはやはりきちんと出さないと、それはもう一番問題ですよ。ここだけ明確にはしておいてください。じゃないと、この問題ひっくり返りますよ。

○山本副委員長 丸尾課長、答弁よろしいですか。

○掛谷委員長 これははっきりしておいてください。知らないとか知っているとかというそういう大事なことなので。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 こちらの条項にあるように、こういうことをするというところで書いていますので、私どもが確認していませんが、それを含めて確認をした上で御報告させていただきたいと思います。

○掛谷委員長 これ重大な問題なので、橋本委員もおっしゃった。これ一番ポイントになると思うので、いろいろミスもありますよ、そりゃあ、あるけど一番根本問題はそこだから、これははっきり、これはもう早目に調査して次の委員会でなくても、出していただくということをお願いしたいと、早急に。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 委員長おっしゃったように、調査が確認でき次第、少なくとも委員長を通じてでも御報告をさせていただきたいと思います。

○掛谷委員長 皆さん、委員にね。

かわります。

[委員長交代]

ほかには。

○川崎委員 私前から言っているように、カルシウムというのが産廃だという捉え方がどうしても納得ができない。普通、家庭でもゴキブリ対策かムカデ対策か何か知りませんが、建物周辺に石灰をまいて、石灰だったら固まるが、これは固まらないのかどうか分からないが、そういうものがあるというのは事前につかんでいるわけでしょう。だから、こういう契約書にもなっているし、それはすぐその時点で成分分析に出して専門家の意見を聞くべきが先ではなかったのか。そして、私は聞いたら、そんなもんちょっとした砂がいいのか、碎石がいいのか、プラスアルカリなら酸性度の高い、それこそ三石に行けば、たしか酸性度が高い土ですよ。ああいうものをうまくまぜたら中和して固まるのかももっとやわらかくなるのかよく知りませんが、やはりそういうことをせずに時系列に並べて、4月21日に発見できたとかなんとかというように、なんか全く他人任せというか、市が主体、責任を持って売買の進行と工事をやっているとは思えない。

今の担当課長、部長に言っても仕方がないが、私はこれ失敗の経験として、やはりそういう特に工業用地だったところを購入する場合には、やはり前回の説明では3カ所土壌分析したと、その結果を踏まえて推計が500立方メートルぐらいはあると。その想定を超えて3倍だというけど、実際は3倍になっていたのか、2倍ほどでしょう、これ。984立方メートルで3倍ではなく、立方メートルでいえば倍になっているだけで値段が3倍になったかどうか知りませんが、何かその辺がちぐはぐですよ。

誰が考えても、産廃なら周辺住民の人から非常に苦情が出るようなものだと思うが、あそこはもともと白いだんごがたくさん並ぶところだから、あれが何も産廃かなにか環境に負荷を与えるものという誰も認識もないし、それがたまたまこぼれて固まったのかどうか分からないし、そういう業者に聞けば、その処分の仕方、こういう化学処分をしたら完全に無害化というか、十分埋立用の土として使えるとか、そういう点をなぜ事前にできないかなというのが一番疑問です。そういうことをやっていけば、搬出、県の産廃場の許可をもらうとかなんとかということを経済的に、普通の土地売買と普通の工事が行われたわけでしょう。私、そこをぜひ調べていただきたい。

そういういいかげんな態度で公務の仕事をしているとしたら、何も信用できないというか、そういう明らかに普通の土でないというのはわかっていたわけでしょう、もともと工業用地であるなら。やはり、そういう分析というのが先行して正式な売買契約を結ぶべきだし、もしそれが漏れるようなことがあれば、売り手の甲の責任だというようなこともやはり契約上なっているわけだから、責任追及はできた。全部こちらが、事後的にしょうがないな、残があるからやりましょうというのは、それは売り手保護という意味では非常にいい対応をしたと思いますが、一般的市民の立場からいけば、それはまともな取引なり対応ではなかったと言わざるを得ないと思いますが、どうですか、そういうやり方をしないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 委員おっしゃるように、カルシウムが実際ほかのものに使えれば一番よかったわけですが、さわるということになると、もう県とも協議をした結果、産廃でしか扱えないという見解でしたので、そういう方向で処分せざるを得ないという格好になりましたので、そういうことで処分させていただきました。

○川崎委員 いや、だから事前にそういうものが、カルシウムがあるのがわかっていて、自分たちの知識ではどうにもならないのであれば、それこそ環境課かそういうことを扱っている化学関係の会社に問い合わせとか、事前にそういう準備さえしていれば、こういうお粗末な事後的にお金がどんどん出て、議会承認も、処分した後から承認しなさいというようなぶざまなことにならないと思う。カルシウムというのは誰もそんな非常に対応が難しいものだと考えていないからこういうことになったわけでしょう。だったら、難しくないなら難しくしないような対応の仕方を、私は処分というやり方が納得できません、どう考えても。そんなものでしたら、初めから契約書の中に、この処分については全部掘れば掘るほど出てくる処分料については全部甲の責任だと明確に契約書をつくるべきでしょう。

それが公害でなく、対応はできるものだというのであれば、自分たちでできるのであれば、カルシウムというのは化学反応を起こせば固定化できるのではないかなど。だって、セメントのもとにはカルシウムでしょう、石灰という。カルシウムだけでできているかどうかは知りませんが、カルシウムが主でしょう。石灰岩から粉にして焼き固めたらセメントになるわけでしょう。

〔「消石灰じゃろう」と呼ぶ者あり〕

その辺の知識はよくわからないが、だったら、逆にそういう何かまぜてから焼くかなにかすれば簡単にセメントになるか、建設残土として再利用できるものとして、搬出しなくても建物の横の埋め合わせをして、そこへきれいな芝生でも植えたらいい、山土ちょろっと入れてしたらいいのではないかなど。中和したら何せ、基本的に植物というのは元気に育つわけですよ。特にカルシウムだったら、カルシウムも植物は必要だと思うので。どんなですか、カドミウムだったら、初めからあんたらも完全ミスで無能力は表明できたと思うが、カルシウムというものに対する認識がないのか、どんなかなという、事前にそういう論議ができないのかな。前担当に聞いてみてよ。何ですぐ搬出だ、環境課に持って行って金のかかるようなことをするのかというのが私どう考えても納得できません。石灰みたいなものがなんで公害だと言いたいのですよ。どんなですか。

○橋本委員 その分に関連して、実は三石中学校の校庭、運動場にこのカルシウムというか、それがある、既にあるわけです。だけど、はっきり言って水はけが悪いし、雨が降ったら水が浮いて何日も何日も乾かないという使い勝手の悪さというのはあるが、それすらも別に三石中学校は改善をされていないわけです。だから、別に置いていても文句が出るものではない。表土を上からかけてあれしたら。それをいそいそと、おい、それはあかんというて県に相談して処分場へ持っていくという、そういう決断を下したというのにちょっと性急さがあったと思えるけどね。

御存じですか、三石中学校の運動場にそれがあるというのは。



○掛谷委員長 ちょっと今地元委員、何か聞いていますか、わかりますか。

〔「三石の人に聞いてもわかる」と橋本委員発言する〕

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 三石のほうは私もわかりません。

○川崎委員 水はけが悪いのであれば、私の出身学校では水はけが悪くて、ちゃんと穴つきのこれぐらいのパイプを全部入れて、真砂土をきれいに入れたら、どんどん水はけがよくなっていくわけですよ。だから、ここは幼保一体化だから、運動場が残るでしょう。だったら、私は2,500万円もかけなくても、幼保一体化といえば、この部屋よりもうちょっと広いぐらいの運動場があるかないか程度だと思う、はっきり言って。パイプラインを入れて真砂土を入れてもそんなのお金はかかりませんよ、私に言わせたら。そういう対応もできるわけです。今言ったように、運動場として不平不満ながら機能していると。何で幼保一体化みたいなよちよち歩きの人が歩く程度だったら、かえってふにゃふにゃしたほうがけをしないでいいのではないかと言いたいぐらいで、何かやり方が、金をかける、県もなれ合いで処分しましょう、それでいいじゃないですかというような雰囲気にはしか思えない。やはりあの地域はそういうものが常にあるという前提に立てば、できるだけ金をかけないでそっと置いていて、環境を汚染するものではないわけだから。どうですか、そこらの考え方というのは。柔軟性がないというか、はいわかりましたという業者の言い分なのか、これ誰が一体設計変更の指示をしたのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 委員言われるように、カルシウムについてはいろんな相談をさせていただいた、県を含めて、その中で埋め立てるのが一番いいのかなという方法もあったが、それはできないと、県からもそういった指示もあり、そういうことはできないので産廃処分をなさいという意見の中からそういう方向で処分をさせていただきました。

○川崎委員 埋め立てができないと言うが、実際に土地購入する前、実質工場がなくなって埋め立てている土地ではないか。勝手に民間がやることは自由でいいわけですか。そこも納得できない。そんな土地を買うほうもおかしい。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今あるカルシウム、これをさわるということイコール産廃という規定があり、それをさわるということは産廃としてしか処分する方法はないというふうには県から聞いています。

○川崎委員 でも、産廃だとわかっているんで買うのであれば、土地をぼろくその値段で買えばええが、それだったら。何で正式に評価した単位で買わないといけないのか。違う。私ら思うよ、素人だったら。実際契約書があるなら、全部その費用は売り手のほうに請求すればいいのではないか。

○橋本委員 先ほどの議論の中で、備前市がこの当該土地のボーリング調査を実施したと言われたが、それはいつごろのことで、そのボーリング調査の結果表ですか、そういった書類は我々には提示いただけませんか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 申しわけない、いつしたか今手元にありませんので、

確認をしてみます。

○掛谷委員長 それはもちろんありますよね。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 あります。

○掛谷委員長 それをまた提出してください。

いろいろ議論が深まってまいりましたが、構成がえ前の委員会での報告がなかったという重要なミスがあったようにも私も思います。ですので、説明をできるだけ、まだ継続的にできるように、今各委員から話があったことについては追ってきちっと資料を出していただきたいと思いません。

○橋本委員 この時系列の説明書の6月8日に残土搬出完了の報告を受けると。数量確定は6月20日集計表と。これトラックで、ダンプで運んでいったたびに向こうが公的な証明書を発行してくれるわけですよね。それは持っていった業者、それから発注をした備前市、それから向こうの処分を受けた処分地、それぞれが皆保管するという義務があるはずですよ。備前市にも当然来ているはずですよ。それを電卓で足し算したら数量は出てくるわけですよ。その数量が出てきているにもかかわらず30立米ほどの差が出たというのもおかしな話ですが、それを一々コピーしてみんなに渡せということではなく、ここに持ってきて閲覧は可能か。簡単な書類でしょう。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 それは、集計表それとも今の産廃の……。

〔「一枚一枚産廃、トラックが来たらはいと出して出すでしょう」と橋本委員発言する〕

マニフェストの閲覧という格好でよろしい、かなりの量になってきますので、閲覧ということでもよろしいでしょうか。

○掛谷委員長 いいです。

○橋本委員 それを電卓で積算したら数量というのは出てくる。電卓の置き間違えで7月19日には間違った報告をされたのかどうか。そこら辺も本当はこんなのは基本的なミスです、それは。それを置きさえすれば簡単に出てくることですから。

○掛谷委員長 丸尾課長、どうだったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 おっしゃるとおりです。合計の足し間違いでございます。

〔「参ったな、おい」と橋本委員発言する〕

○掛谷委員長 足し算のミス、わかりました。

○川崎委員 予算残高が四千幾らあるとか何とか言っていたけど……。

〔「入札残」と呼ぶ者あり〕

だけど、それは契約外みたいになるわけでしょう。このままずるずるとこういう問題でいったらどうなるのか。業者泣かせで終わるのか。支払いもしているのか、済んだということは。してないでしょ。これをはっきりしなければなかなか……。

〔「支払いはできまあが、予算立ててないのに」と呼ぶ者あり〕

どうなるのか、いつごろどういう予定にしているのか。

〔「お金は誰が、もう払うとるん、業者が」と呼ぶ者あり〕

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 この本体工事の変更設計書を今作成中でして、この9月の議会に上げさせていただこうというふうに思っています。

〔「だから、この2、500万円は、産廃処理のお金は払っているんでしょ」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員長 丸尾課長、そこははっきりしてください。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 業者がどうかというのはまだ確認はしていません。

○掛谷委員長 それもはっきり聞かれたほうがよろしいと思います。

○川崎委員 ということは、一応これ3億か4億だったと思うが、手付金で1億か2億いる中で運用して、下請業者なりが払っている可能性もあるわけか。そう理解していればいいのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 現在、前払い金等支払いはしていますが、今の業者が金額を支払いしたかどうかという確認までは今できていません。

○川崎委員 参考までに前払い金幾らか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 ちょっと今資料を持ち合わせていないので、確認までは、金額はちょっと今わかりません。

〔「終わるまでに教えて」と川崎委員発言する〕

○掛谷委員長 わかりますか、終わるまでに。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、確認します。

○橋本委員 もう一点、ことしの4月22日に施工業者に設計変更するからやってくださいという指示を出していますね。そのときの指示は口頭による指示か、それとも書面でもってこれを指示しますという指示書を出したかどうかお尋ねします。通常であれば、書面でもって、はいやってくださいという発注書ですね。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 これは、業者との現場打ち合わせ簿の中でそういった指示をしています。

○橋本委員 ということは、口頭でなされたということか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 口頭だというふうに思います。

○橋本委員 それでは、その打ち合わせ簿のコピーをください、我々に。打ち合わせ簿、現場と発注主である備前市の担当者とは打ち合わせをした打ち合わせ簿が全部できるわけです。それを受注者側と発注者側とはそれぞれ保管をするということになっていわけです。その写しをいただけませんか。

○掛谷委員長 課長、どうですか、できますか、それは。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 これはあくまでも業者と市のあれなので、それは…

…。

○橋本委員 別にそんな守秘義務に関するようなことではなしに、こうこうでこれをやりなさいということを示した、受注者側は市から指示を受けたということで搬出が開始されるわけですから、これは通常であれば、書面でもって、発注書みたいなものを民間企業では出すが、それは出されていないということなので、当時の打ち合わせ簿をその部分だけでいいからコピーをして我々に下さいと言っているわけで、別に守秘義務に関するものではないでしょう。何か都合の悪いことでも書いているのか、それ以外に。

○掛谷委員長 課長、それ自体を出せますか。メモなんかあるのか。

〔「メモではなく、正式な打ち合わせ簿というのがある」と橋本委員発言する〕

そういう打ち合わせ簿あるのか。

〔「なきゃおかしい」と橋本委員発言する〕

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 打ち合わせ簿はありますけど……。

〔「そこに書いとんでしょう」と橋本委員発言する〕

そこに、こういうふうなことをしましょうというぐらいの話だと思うんですけど。

○掛谷委員長 ちょっとどういうものか、何かあるのか。

〔「そりゃ打ち合わせ簿はあるわな。それに記載されてないの、これが」と橋本委員発言する〕

どういったものか、ちょっとあればお見せされたら。何かあるのか。みんなに配るようなものでなければ、それでいいし、見せてもらえるものだったら見せてもらえればいいし。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 閲覧という形ぐらいであればですけど。ちょっと委員長に。

○掛谷委員長 ちょっとどういったものか。

〔「なきゃおかしい、ちょっと休憩してからそれを調べてもらやあええ」と橋本委員発言する〕

ああ、こんなもの。これはもう内部文書そのものじゃな、印鑑を押した。内部文書じゃ。

〔「そうよ」と橋本委員発言する〕

〔「両者の内部文書」と呼ぶ者あり〕

こんなものは普通出さんわ。見たことねえ、わしは。出さんよ。

〔「見たことない、普通は見る必要がないんですよ」と橋本委員発言する〕

出さんよ、こういうのは出さんよ。

〔「だから、閲覧だけでええが」と呼ぶ者あり〕

閲覧はいいけど、こんなもの出すもんか。

〔「都合の悪いこと書いとん」と橋本委員発言する〕

知らん。そんなことねえよ。だけど、こういう判こがついたもの、みんなに配付せんで。したのを見たことない。

〔「契約書だって判こついとるよ」と橋本委員発言する〕

いやいや、内部文書じゃ、これ自体が。

〔「閲覧でええが」と呼ぶ者あり〕

閲覧でええが、別にそねえなもの。そこまでは言わんでも。何でもかんでも全部そういうことになってしまうわ。言いよることはわかる。十分じゃろう、そりゃ。

〔「普通、これ週に1回ぐらい打合せやるんですか、定例でやるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔「はい」と丸尾子育て支援課長兼こども育成課長発言する〕

どうしてもというたら、情報開示かなんかされたらええじゃない。

〔「毎週毎週打ち合わせをしていく中での……」と丸尾子育て支援課長兼こども育成課長発言する〕

〔「ですね」と呼ぶ者あり〕

〔「幼保一体化の施設はどこが契約しとんやったかな」と呼ぶ者あり〕

〔「重藤組と東備建設。JV」と呼ぶ者あり〕

ちょっと、休憩してないので、ちゃんとするんだったら……。

〔「休憩しようや」と呼ぶ者あり〕

いやいや、今その辺までちょっと見てもろうて、それで次へ行きますから。

〔「いやいや、私が言う手付金もあるから、休憩すりゃええが」と川崎委員発言する〕

一応閲覧が終わったということでございます。ちょっと整理をさせてもらって、それ以降、また質問があればどうぞやっていただきたいと。

今3つほど、川崎委員からは前払い金が幾らだったのかというこの質問があります。もう一つは、橋本委員からはボーリング調査をやった調査票があるでしょうと、これを見せてくださいということ。それから、私と橋本委員が売買契約についての土地調査の調査結果を乙がしなければならなくなっているの、その調査結果を備前市へ提出するようになっているから、それを知らないというわけにいきません。その3つがまだ残っていると思います。答弁ができるものはしてください。

**○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長** 川崎委員が言われた前払い金の関係ですが、前払い金が2億2,370万円です。

〔「すごい金額じゃな。何ぼじゃったん、総額」と川崎委員発言〕

する]

全体の請負額が5億5,944万円です。

〔「3分の1強じゃな」と川崎委員発言する〕

○掛谷委員長 よろしいですか。今委員長からも申し上げたが、ほかにあれば受け付けます。

○川崎委員 市側だけでなく、重藤なり東備建設というのは土木工事も相当やっている、重藤については知りませんが、東備に関しては下水から何から土木工事も結構やっている業者ですよ。そういう方が、一般残土でそういうものが入っていたらどうにもならないということでしょうか。もう少し熟練でそういうことを日々土をひっくり返して建物を建てたり配管を埋めたりしているような業者だったら、業者の知恵をかりてでも、それをそれなりに搬出ではなく使いこなすというような打ち合わせなんかはしないのか。それも確認の意味でお聞きしておきます。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 おっしゃるように、毎週工程会議を開く中で、そういった話もしていくわけですが、その中でも方法論としては産廃の扱いしかできないというふうな話の中で、そういった方法をとらせていただいています。

○立川委員 さっき確認の中で、結局処分場、児島へ持っていった分の領収をどうされるかというお話が抜けていたような気がする。処分費用がどうなっているかというお話が出ていたが。業者が立てかえているのか、未払いなのかという確認が。

○掛谷委員長 処分費用についてどうなっているか、明らかにしてもらおう。

以上でいろいろ出たようですが、また引き続き、この件については調査研究をさせていただきますので、頑張ってください。

以上をもちまして厚生文教委員会を終わりたいと思います。

御苦労さまでした。

午後3時48分 閉会